

那賀町会計年度任用職員の休暇について（令和４年１月１日から）

（任用までに関係条例等が改正された場合は、その定めるところにより変更します。）

以下の事由で勤務しないことがやむを得ないと認められるときに取得することができます。付与される日数は、週や年間の勤務日数、勤務時間、任用期間等により異なります。

【有給の休暇】

事由	期間
(1)官公署出頭休暇	必要と認められる期間
(2)公民権行使休暇	同上
(3)住居滅失・損壊等休暇	連続する７日の範囲内の期間
(4)災害時等の出勤困難休暇	必要と認められる期間
(5)災害時等の退勤途上危険回避休暇	同上
(6)忌引休暇	親族に応じた連続する日数 （葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数） の範囲内の期間
(7)妊産婦の休息・補食	当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(8)婚姻休暇	町長が定める期間内における連続する５日の範囲内の期間
(10)出産サポート休暇（ <u>新設</u> ） 会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものであって、６月以上の任期が定められているものに限る。以下この号、第１３号及び第１４号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	５日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日）
(11)分べん休暇(産前)（ <u>有給化</u> ） ６週間(多胎妊娠の場合にあっては、１４週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産までの申し出た期間
(12)分べん休暇(産後)（ <u>有給化</u> ） 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過する日までの期間
(13)配偶者出産休暇（ <u>新設</u> ）	会計年度任用職員の配偶者

会計年度任用職員の配偶者が出産する場合で、会計年度任用職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内において、2日
(14)育児参加休暇 <u>(新設)</u> 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	会計年度任用職員の配偶者の出産予定日の6週間(多胎妊娠にあっては14週間)前の日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、5日
(15)小学校就学前の子の看護休暇	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)
(16)感染症まん延防止休暇	必要と認められる期間
(17)傷病休暇(公務上)	一の年度において30日を超えない範囲で必要な期間(パートタイム会計年度任用職員については週の勤務日数により異なる。)
(18)傷病休暇(私傷病)	一の年度において20日を超えない範囲で必要な期間(パートタイム会計年度任用職員については週の勤務日数により異なる。)
(19)骨髄提供休暇	必要と認められる期間

次ページ、無給の休暇

【無給の休暇】

事由	期間
(1)育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては別途詳細な規定あり）
(2)短期介護休暇	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の期間
(3)生理休暇	必要と認められる期間
(4)妊娠疾病休暇	必要と認められる期間
(5)傷病休暇（公務上）	有給の傷病休暇（公務上）の期間を除き、必要と認められる期間
(6) 妊娠中又は出産後の通院休暇 （保健指導等）	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間